（保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知）

第百十四条の二十七　厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通知（連合会が行うものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

［一～三　略］

四　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第十五条の四第一項第一号（ロを除く。）に掲げる事項

［五・六　略］

2　［略］

（退職年金の決定の請求）

第百十六条　退職年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者（法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合又は連合会に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

［二～十一　略］

［2～4　略］

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第百十六条の二　法第七十九条の三の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。この場合において、組合は、速やかに当該請求書を連合会に送付するものとする。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

［二～六　略］

［2・3　略］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第百十六条の三　法第七十九条の四の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（法第七十九条の四第一項第二号に掲げる場合に該当するときは、連合会）に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

二　組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び死亡した年月日

［三～五　略］

［2～4　略］

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第百十六条の四　法第七十五条の三第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合（組合員であつた者にあつては、連合会。第三項において同じ。）に提出することによつて行うものとする。

一　［略］

（保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知）

第百十四条の二十七　厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通知（連合会が行うものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

［一～三　同上］

四　国民年金法施行規則第十五条の四第一項第一号（ロを除く。）に掲げる事項

［五・六　同上］

2　［同上］

（退職年金の決定の請求）

第百十六条　退職年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者（法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合又は連合会に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

［二～十一　同上］

［2～4　同上］

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第百十六条の二　法第七十九条の三の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。この場合において、組合は、速やかに当該請求書を連合会に送付するものとする。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

［二～六　同上］

［2・3　同上］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第百十六条の三　法第七十九条の四の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（法第七十九条の四第一項第二号に掲げる場合に該当するときは、連合会）に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

二　組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

［三～五　同上］

［2～4　同上］

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第百十六条の四　法第七十五条の三第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合（組合員であつた者にあつては、連合会。第三項において同じ。）に提出することによつて行うものとする。

一　［同上］